

# 岐阜県公報

第千八百五十八号  
平成十九年七月三日  
(火曜日)

## 目次

### 教育委員会規則

岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

(社会教育文化課) 五〇九ページ

### 告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 五二〇

高富都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 五二〇

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五二〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五二〇

職業訓練指導員試験の実施

(労働雇用課) 五二一

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 五二二

### 正 誤

システム統括運用管理委託業務に関する一般競争入札公告

(情報企画課) 五二三

中訂正

共用サーバシステム運用委託業務に関する一般競争入札公告中訂正

(同) 五二三

## 教育委員会規則

岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月三日

岐阜県教育委員会

委員長 加藤 智子

岐阜県教育委員会規則第十六号

岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県視聴覚教員及び教材の貸与等に関する規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

別記第二号様式中

添削済

添削済

を削る。

別記第四号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	（備考）区域の決定又は変更の告示年月日（ほか）
県道	福白岡川線	中津川市福岡字下柏原二六七三番の一地先から同市同字同四番の一地先まで	一〇三・六	平成一九・七・三	平成二六・八・四

岐阜県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により高宮都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

山県市

二 都市計画事業の種類及び名称

高宮都市計画下水道事業 山県市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年七月一日から

同 二十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人円

三代 表 者 の 氏 名 加藤 安司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町一〇八七番地の一（リコシエ村）

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人あるいは障害がなくとも社会生活を営む上で何らかの援助を必要とする人に対し、

就労支援及び日常生活支援に関する事業を行い、一般企業に受け入れ可能な能力を育成すると共に、地域の中で暮らせる社会貢献に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五  
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年七月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通  
課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配  
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意  
見書を提出することができる。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年六月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

中央三井信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋1100

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 四、九五八台

(変更後) 四、六二八台

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、  
職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和  
四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第四十五条第二項の規定により  
公示します。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及  
び職業訓練関係法規)

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第  
四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者  
に限りません。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受  
けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の  
全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成十九年十月十一日(木)

岐阜市学園町二丁目三三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメー  
トル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合の  
み必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄にはり付け、納付してください。(消印はしないでください。)

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県産業労働部労働課

平成十九年九月三日(月) から同月十二日(水) までです。

郵送の場合は、九月十二日までの消印のあるもの限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成十九年十一月一日(木) に岐阜県産業労働部労働課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者あてに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません)。

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成十九年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合否発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九)

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県産業労働部労働課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手をはり、あて先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県産業労働部労働課産業人材育成担当(電話〇五八 二七二 一一一 内線三二二八)に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
蘇原北部地区	各務原市役所	平成一九・七・三から 同 八・一まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
三ツ目地区	岐阜町役場、笠松町役場	平成一九・八七・一から

正 誤

(原稿誤り)

平成十九年六月十五日号外(一) システム統括運用管理委託業務に関する一般競争入札公告三頁上段前からの十四行目「ア」日 時 平成19年7月26日(木) 午後1時30分」  
 せ「ア」日 時 平成19年7月26日(木) 午後1時30分(入札を郵便で行う場合には、平成19年7月25日(水) 午後5時まででに3の(1)に必着のこと。)」の誤り。また、同頁上段前からの十八行目「(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。」せ「(3) 電信による入札は、認めない。」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成十九年六月二十二日号外(一) 共用サーバシステム運用委託業務に関する一般競争入札公告三頁上段前からの十四行目「ア」日 時 平成19年8月1日(木) 午後1時30分」せ「ア」日 時 平成19年8月1日(水) 午後1時30分(入札を郵便で行う場合には、平成19年7月31日(火) 午後5時まででに3の(1)に必着のこと。)」の誤り。また、同頁上段前からの十八行目「(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。」せ「(3) 電信による入札は、認めない。」の誤り。

平成十九年七月三日印刷  
平成十九年七月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))